

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年10月9日

【事業年度】 第49期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社プラコー

【英訳名】 PLACO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 秦 範男

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048(798)0222

【事務連絡者氏名】 経理部長 前島 均

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048(798)0222

【事務連絡者氏名】 経理部長 前島 均

【縦覧に供する場所】 株式会社プラコー大阪支店
(大阪府吹田市江坂町二丁目14番20号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月30日に提出いたしました第49期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

7 【財政状態及び経営成績の分析】

3 経営成績に重要な影響を与える要因について

3 流動性の分析

4 今後の方針

第4 【提出会社の状況】

4 【株価の推移】

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

取締役選任の要件

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

7 【財政状態及び経営成績の分析】

3 経営成績に重要な影響を与える要因について

3 流動性の分析

4 今後の方針

訂正前

3 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、過年度5年間の売上訂正を行いました。当期は売上高29億円を確保しましたが、全体的には前半期の原材料の高騰や後半期の景気後退による設備投資の減少により、営業損失及び経常損失を計上したことや、たな卸し資産(製品、材料、仕掛品)、有形固定資産(土地、建物、機械装置等)の評価損失を多額に計上したため、6億4百万円の当期純損失を計上し、当会計年度末に1億6千5百万円の債務超過となりました。

債務超過を脱却すべき施策は、継続企業の前提に関する重要な事項に記載しております。

3 流動性の分析

4 今後の方針

訂正後

3 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、過年度5年間の売上訂正を行いました。当期は売上高29億円を確保しましたが、全体的には前半期の原材料の高騰や後半期の景気後退による設備投資の減少により、営業損失及び経常損失を計上したことや、たな卸し資産(製品、材料、仕掛品)、有形固定資産(土地、建物、機械装置等)の評価損失を多額に計上したため、6億4百万円の当期純損失を計上し、当会計年度末に1億6千5百万円の債務超過となりました。

債務超過を脱却すべき施策は、5 今後の方針に記載しております。

4 流動性の分析

5 今後の方針

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

4 【株価の推移】

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

取締役選任の要件

訂正前

(2) [最近5月間の月別最高・最低株価]

月別	平成20年11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	80	86	115	71	100
最低(円)	75	65	66	71	37

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

訂正後

(2) [最近6月間の月別最高・最低株価]

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	111	80	86	115	71	100
最低(円)	75	75	65	66	71	37

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

訂正前

取締役選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

訂正後

取締役選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めている。

取締役及び監査役の責任免除

会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。